

東北町農林水産業経営継続支援補助金内容

別表 1

分類	事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助金の割合	補助金の限度額	採択基準	その他事項
①	農林水産業用機械	東北町に住所を有し、農林水産業を営む個人又は法人。なお、水産業者については、漁業組合の正組合員であるもの。（専従者は対象外）	コロナウイルス感染症防止や経営継続のために導入する省力化または作業効率向上のための農林水産業用機械	1 / 3	500,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入する機械・設備は、購入価格が300,000円以上であること。</li> <li>・中古も可能だが、耐用年数が2年以上残存していることを証明する書類を添付すること。</li> <li>・購入する機械の規格が経営規模等に見合うこと。</li> <li>・建物、構築物については、補助対象外経費とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費は消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。</li> <li>・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</li> <li>・町税等に滞納がないこと。</li> </ul>
②	農林水産業用資材 購入事業		コロナウイルス感染症防止や経営継続のために導入する省力化または作業効率向上のための農林水産業用資材			<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入する資材は総額300,000円以上（①の機械と合わせることも可能）であること。</li> <li>・購入する資材は新品であること。</li> <li>・導入効果が継続して見込まれるもの。</li> <li>・ハウスの建築・資材費用は対象外経費とする。</li> <li>・購入資材は、規格が経営規模等に見合うこと。</li> </ul>	

農林水産業経営継続支援補助金対象機械一覧表

別表 2

機械種別	備 考
トラクター	
田植機	
コンバイン	
耕うん機	
スマート農業関連機器	
水稲関連機器	
野菜関連機器	
畜産関連機器	
果樹・花き関連機器	
船外機等漁業関連機器	
林業関連機器	
各種アタッチメント	
上記以外の機械	町と要協議

※補助対象外機械（農業用機械として登録されていないもの）

例：パワーショベル、ホイールローダー、ベルトコンベアー、除雪機（フォークリフトは可）など